

令和4年第2回山北町議会臨時会 （2月15日）

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和4年第2回山北町議会臨時会を開会いたします。 （午前9時30分）

なお、瀬戸顯弘議員、和田成功議員におかれましては、本日の会議について欠席届が出されておりますので御報告いたします。

また、議場内における新型コロナウイルス対策は引き続き御留意ください。それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は令和4年第2回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルスにつきましては、年明け以降、全国各地でこれまでとは比較にならないスピードで感染が急拡大しております。2月5日には1日当たりの全国の新規感染者数が初めて10万人を超えるなど、依然として感染拡大に歯止めがかかっておりません。

本町におきましても、初めて感染者が発生した令和3年1月から12月までの累計の感染者数は57人でしたが、本年1月1日以降新規感染者数は2月12日時点で69人となり、この1月半で昨年一年間の感染者数を超えております。

こうした中、政府は医療の逼迫を回避するため、今月10日に本県を含めた13都県に適用している、まん延防止等重点措置の期限を来月6日まで延長いたしました。また、社会機能を維持するため濃厚接触者に対する待機期間の短縮や、新型コロナワクチンの3回目接種を加速させるため、自衛隊による大規模接種会場の設置といった接種体制の拡大など、様々な対策を講じているところです。

本町におきましても、3回目のワクチン接種につきましては健康福祉センターを会場とした集団接種を今月10日から開始いたしました。本日まで2回の集団接種が行われ、予約された約540名の方々に対しまして追加接種を無事に完了したところでございます。接種日当日は、医療従事者をはじめ摂取された皆様の御協力により円滑に接種を行うことができましたことに感謝申

し上げます。今後、ワクチンの追加接種を希望される町民の皆様が安全に接種できるよう全力で取り組んでまいりますので、引き続きワクチン接種業務への御理解と御協力をお願いいたします。

さて、国内ではオミクロン株による第6波の到来により、明るい話題が少ない中ではございますが、中国北京で開催されている冬季オリンピックでは連日のように日本人選手が熱い感動を私たちに届けてくれています。今月8日に開幕した北京大会では91の国と地域から約2,900人の選手が参加し、2月20日までの17日間、史上最多となる109種目で熱戦が繰り広げられています。大会8日目となる11日は、本町と交流の深い新潟県村上市出身の平野歩夢選手がスノーボード男子ハーフパイプで世界中を魅了するパフォーマンスを見せ、日本人選手で初めてスノーボード競技での金メダルを獲得する快挙を成し遂げられました。大会当日、平野選手が高難度の技を次々と成功させ逆転優勝をする姿を見て、私も大変胸が熱くなったところがございます。大会も残り僅かとなりますが、日本人選手のさらなる活躍に期待したいと考えております。

さて、令和4年第2回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件5件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、令和4年度当初予算案の概要のほか8件を御説明させていただく予定でございますので、よろしく願い申し上げます御挨拶といたします。

議 長 臨時会の議会運営について、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1 番 瀬 戸 皆さん、おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日午前9時00分から役場401会議室において、委員5名、議長の出席の下、令和4年第2回臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、条例改正5案件でありま

す。

審議方法につきましては、本会議即決とし、会期は本日1日限りとしたしました。

なお、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に議席番号4番 熊澤友子議員、議席番号10番 遠藤和秀議員の2名を指名いたします。本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第2号 山北町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第2号 山北町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、住民サービスのさらなる充実と、様々な行政課題の解決に向けた行政組織及び機構の見直しに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 企画政策課長。

企画政策課長 それでは、議案第2号 山北町課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

1枚おめくりください。

山北町課設置条例の一部を改正する条例。

山北町課設置条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、近年頻発する自然災害に対応する地域防災力の強化を図るため、現在の企画政策課と総務防災課を再編し、新たに企画総務課と地域防災課を設置することから、本条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第1条設置については、改正前「企画政策課」を改正後「企画総務課」に、同じく「総務防災課」を「地域防災課」に改めるものでございます。

次に、第2条事務分掌については、改正後に記載のとおり、新たに設置する企画総務課の事務分掌の主なものを（1）の町政の総合的政策に関することから（6）の文書及び法制に関することと定め、裏面の改正後を御覧ください、地域防災課については、（1）の地域協働に関することから（3）の防災及び住民安全対策に関することと定めるものであります。

それでは、1枚お戻りいただいて、改正文を御覧ください。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

なお、新たに設置する企画総務課及び地域防災課の班の設置及び事務分掌については、山北町事務分掌に関する規則で定めます。

また、同じく令和4年4月1日に、乳幼児期から中学校卒業までの一貫教育・保育を推進するため新たに設置することも教育課については、これに係る課の課及び班の設置並びに事務分掌については、山北町教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則で定めます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第2号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

7番、瀬戸伸二議員。

7 番 瀬 戸 7番、瀬戸伸二です。

職員の要員配置についてどのようになってるか、人数的なもので結構ですのでお願いします。

議 長 副町長。

副 町 長 職員の配置につきましては、事務が円滑に進むようにという形で、人員配置も含めて人事異動4月1日に予定してありますので、それに向けて今現在調整中ということでございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

この課の配置換えによって防災力が強化するということはよく分かりました。そこで一つ確認なんですけれども、地域防災課の中に(1)の地域協働に関することというのが加わったと思うんですけれども、これについては、具体的にはどのようなことをされるのか御説明お願いいたします。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 地域協働に関することについてでございますけれども、現在、企画政策課のほうで地域協働の関係で一番大きなものとして、町の関係の自治基本条例、要は、町行政と町議会、そして自治会等で協働でまちづくりを行っていくという事務を私どもの課のほうで現在持っています。

それについては、今回の地域防災課のほうにその事務については移譲していくということで、その理由といたしましては、やはりまちづくり、町、行政、議会、そして自治会でやっていくという部分が一番大きい部分でございますけれども、それと、今回地域防災課を設置する理由といたしまして、山北町においては、自主防災組織イコール自治会というような形で現在なっている状況でございますので、自治会と防災の部分を町のほうは窓口を一本化して、地域防災力が強化できるような形で新たな課を設置するという形になってございます。

それと、あと地域コミュニティの関係も地域防災課のほうに同じような理由で事務のほうは移譲するといったような考え方でございます。

以上でございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 条例とは直接関係ないんですけども、今の御説明で、地域コミュニティについてもここに加わるという御説明だったんですけども、地域の自治会の在り方、何ていうんでしょう、今あまりにも仕事が多くて成り手がいないと

というような、そのところまで踏み込んだ対策を今後取っていかれるのかどうか、1点お伺いいたします。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 御指摘のとおり、現在自治会の加入率も少しずつ減っているような状況でございます。現在80%ちょっとですか、加入率そういう形になってございます。理由といたしまして、議員さんおっしゃるように、要は、役の成り手がいないとか、役をやりたくないの自治会のほうに加入しないという理由も聞いているところでございます。

ですので、来年度、これまでも自治会加入促進については微力ながら私どもの課のほうでやってきたわけなんですけれども、来年度新たな課ができるということで、その自治会の加入促進についてもちょっと力を入れていきたいなということで現在考えております。

それと、あと自治会の中には、あまりにも世帯数が少なくて、ちょっと一つの自治会としてやっていくのがどうなんだろうなという自治会等もございますので、自治会の方の御意見等を伺いながらそういった部分も解消していけたらいいなというふうに考えてございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 今の最後の御説明なんですけれども、自治会のメンバーが少なくなってきたという御説明ですと、自治会の編成についても考えていくということでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 自治会の編成というか、自治会の在り方については基本的に自治会さんのほう、あるいは連合自治会のほうの考えを優先していきたいというふうに考えてございますので、連合自治会のほうから、あるいは、例えば隣の自治会さんのほうからそういうお話があれば町として支援をしていきたいというふうに考えています。

議 長 9 番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 先ほど、自治会と地域防災、何でしたっけ、が連携をしているというようなお話がちょっと参事のほうから出ましたけれども、今まで結構問題になっているのが、連合自治会なり自治会の役員の方は2年が大体周期ですよ。

それと同じ人たちが自主防災組織をやっている。そうすると、自主防災組織というのは、やはりある程度の経験とか知識があって、そして運営をしていかななくてはいけない。これは以前から私主張しておりますけれども、山北町の自主防災組織は、それぞれの連合自治会の下にあることは、下というか、並行して、あるいはその配下にあることは全然問題がないと思ってますけども、山北全体で自主防災組織の協議会みたいなのをつくって、そして、例えば岸であれば岸の連合自治会、そして岸の防災組織、別の人が運営していけば、例えば2年ごとに変わらなくても、ある程度経験した人、あるいは消防のOBの方、あるいは消防団のOBの方、あるいはそういった関係の知識を持っている人が運営をしていけばより効果的になる。しかも、災害に遭ったときには、連合自治会、自治会の全ての運営を進めていかなくちやいけない。一方で、災害の防災のこともしっかりやらなくてはいけない、同じ人たちが同じことをやるということはあまり効果的ではないのかと、そういったことから、改めて言いますと、連合自治会、自治会の役員と、自主防災組織の役員を切り離して、そして自主防災組織の山北の全体の協議会みたいなのをつくって、その指導の下に運営していけばいいのかなと、ちょっと条例の質問からは離れるかもしれませんが、さっきそのような御説明がありましたので、その辺の質問を確認させていただきたいと思います。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 ごもったもな意見だと思います。これまで、防災の部局と自治会の部局、別の部局でやっておりました。

私どもの企画政策課のほうで自治会の関係やっております、例えば、年度初めに自治会長研修会ですとか、あと連合自治会長会議については年間2回から3回程度やっております。ですので、自治会の窓口という形で、自治会長さんですとか連合自治会長さんのほうからいろいろ意見を聞く機会がございます。

一方、総務防災課のほうにつきましては、直接自治会さんとお話をする機会というのも、防災訓練の際、各自治会と連携をしながら防災訓練を進めておりますので、防災訓練と、あと防災の資機材の関係、その部分で自治会さんと密接な関係があったかと思えます。

ですので、今回部局が自治会と防災一緒になりますので、自治会長さんですとか連合自治会長さんと顔を合わせてお話ができる機会等も増えますので、今あった御提案につきましては、今後来年度から自治会さんの御意見を聞きながら、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えてます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

11 番 堀 口 11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

企画政策課の（１）ですけれども、町長等の秘書に関することというのが企画政策課にはありますけれども、ほかに見当たらないんですが、これはどこに含まれることになるのでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 これまで条例の中に町長の秘書に関することというものが入っていたんですけれども、この課の設置条例については大まかな業務のみを定めるというふうな形で、今回秘書の関係については、ほかの別の自治体の条例等も見ただ中で、こういう細かい部分については省いている自治体が多い状況でございましたので、今回省かせていただきました。

ただ、事務分掌の規則のほうには、当然ながら町長秘書に関することというものは規定してございますので、そういう形で御理解をいただきたいと思えます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

8 番 清 水 8番、清水明議員。

8 番 清 水 8番、清水でございます。

説明のところで、文字にはなかったんですけれども、4月からゼロ歳から15歳一貫教育・保育ということで行うということ、以前の質問でも、組織替えをして新たなものをつくるというふうなことで受け取っていたんですが、それについては、教育のほうの規則で決めるということですが、そうすると、すみません、印象ですがあまり変化がないような感じがしますが、その辺についての新しい組織というのができるのか、あくまでも教育委員会の中で全部やっていくのかということ、新たなものが出来上がるのか、いや今までと変わらないんだよということなのか、そのところをお聞かせいただきたい

い。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 先ほど申しましたように、ゼロ歳から15歳までの一貫教育を行う部署として、こども教育課という課が4月1日から設置されます。

こども教育課につきましては、教育総務班と教育支援班という二つの班が設置されることになりまして、これについては、先ほど申しましたように、山北町教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の中に明文化されることとなります。それについては、毎月行っております教育委員会の中で、規則の改正について上程をさせていただいて、教育委員さんにお認めいただいた後に、来年4月1日から設置されるという形になります。

議 長 ほかに、質疑のある方はどうぞ。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸です。

私も、清水議員が言われるようなこと質問しようと思ったんですけども、以前に説明いただいた、子どもの一貫教育の基本方針の中では、組織図の仮としまして、条例とちょっと離れてしまうかもしれませんが、ちょっと大変、今回のこの条例の改正の中についていなかったもので。そもそも、何で教育委員会そういうふうに変えると言ってるのになのかないのかなというところの疑問から始まったわけなんですけど、それについては、町長部局ではないから、この場で、今日のタイミングでやらなくていいということなんですか。ちょっとよく分からなかったので質問させていただきます。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 教育部局については、課の設置ですとか班の設置、あと事務分掌については、先ほど申しました規則の中で定めておりますので、今回の条例改正のほうにはこども教育課の関係は出てまいりません。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 出てまいりませんから、私たちには分からないところで進めて、後から、説明したではないかと言われるので一応質問させていただきます。

それで、本当に、こども園とか保育園、放課後児童クラブなんかは、今度こちらのこども教育課になってくるわけですね。そうしたときに、やはり

大幅な、今後人員とか、もちろん場所とかもあるんでしょうけど、そういうことについての説明はこれからいただけるんでしょうか。大変これは大きな変化だと思うんですけど、例えば町民の方が、今まで例えばコロナのことでこれどうすんの、保育園、こども園どうするのというときに福祉課に行きますよね、今度そういうところに行くようになるというふうな解釈でよろしいんですね。じゃあちょっと離れてますけど伺います。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 こども教育課の関係につきましては、こども教育課だけではないんですけれども、4月1日からの組織の見直しの関係については、3月1日の町の広報のほうで町民の皆様にはお知らせする予定になってございます。併せてホームページのほうにも掲載していきたいというふうに考えてます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11番 堀 口 11番、堀口です。

2ページっていうんでしょうか、地域防災課の(1)のところですけど、地域協働に関することという形で地域協働という言葉が使われていますけれども、この地域協働というのは具体的にどんなイメージなんでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 地域協働についてなんですけれども、これについては、これまで企画政策課のほうで町の自治基本条例という条例の所管課になってございました。その部分を来年度から地域防災課のほうに事務を移譲するというような形になってございます。

議 長 1番、瀬戸恵津子議員。

1番 瀬 戸 それでは、条例が通った後の話になってしまって申し訳ないんですけど、じゃあ結構、地域防災課と企画総務課、地域防災課とすごく多分所掌事務も大幅に変わって、増えたりとかあって、町民から見た目で場所が変わるとか何かございますか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 最初に場所の関係なんですけれども、地域防災課については現在の総務防災課の位置が地域防災課の執務室になります。次に、企画総務課について

は現在の企画政策課の場所が執務室になることとなります。

それと、あと事務の量の関係なんですけれども、基本的に二つの課を再編成した関係でございますので、特に事務量が特段増えるというようなことはございませんけれども、ただ、地域防災課については今まで以上に自治会と防災の部分、この部分を連携して取り組んでいかなければならないので、先ほど府川議員からもお話ありましたように、自治会の関係で防災の部分で何か新たにできる取組ですとかそういうものがあれば事務量が増えることが想定されますけれども、現状では特に大きく事務量が増えるということは想定してございません。

議 長 9番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 先ほどのこども教育課の話に少し戻らせていただきたいと思いますけれども、先ほど参事の話ですと、教育委員会で決議等されて、3月1日の広報に、おしらせ版、広報にそれが町民に知らされると。

スケジュールとしてはどんな感触なんですかね。それで4月スタートですよ。例えば、その間に議会はないと思いますけども、例えば、全員協議会でこういう流れでこういうふうに決まりましたよというような説明はないのでしょうか。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 こども教育課の規則の関係については、今月25日の教育委員会、毎月行っています教育委員会の中で上程されますので、おそらくそのときにお認めをいただけるというようなことで今考えてございます。ですので、必要があれば、規則の改正について議会の皆様に御説明することはできるかと思えます。ですので、先ほども申しましたように、25日の教育委員会の議決をもって町の広報のほうには掲載をしていくというようなことで考えてございます。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 この25日ということになると、その後、日が非常にないわけですが、やはり、ゼロ歳から15歳の間の一貫の教育・保育、これは新たな山北町のチャレンジ、そして、定住を含めて山北町は子どもにすばらしい政策をしているよと、子育ても含めて、そういったことの大きなまた再出発点じゃないかと思ってるんです。ですから、一般質問も一貫教育の関係3人ぐらいされた

し、こども教育課で一元的に風通しのいい全体の子どもを見ていこうと、そういうことは、やはり湯川町長の大きな一つの、私はすばらしい取組だと思ってます。

ですから、議員の方も相当その部分には心配、興味という言葉はちょっと変な意味の興味じゃなくて、どんなふうになっていくのかというのは、やっぱり知るべきだろうと、知って当然だろうと、そこで改めて教育委員会でこう決まりましたよと、そしてこういうふうに整理ができましたよというのを、スケジュール的にできるかできないかは今何とも私言えませんが、そういうやっぱり機会は持っていただくことがよろしいのではないかなというふうに考えて、ここの時点で回答をいついつかは決められないでしょうけれども、そういう気持ちがあるのかどうかだけでもちょっと言っていただければありがたいな。場合によっては、広報で発表したけども、やむを得ない場合は3月の全協でもよろしいのかなと、できれば町民に発表する前が一番よろしいと思うんですけども、その辺を、お気持ちというか今後の考え方をお示しいただければありがたいなと思います。

議 長 副町長。

副 町 長 本件につきましては、以前に御説明させていただきましたけれども、議会の編成、委員会の編成等がありまして、本日その何と申しますか、議案として上げさせていただきました。

また、今月中には教育委員会の関係があります。

3月議会で、まず委員会の設置上、割り振りといいますか、それを変えていただくというようなことありましたけども、今御質問のあったのは本当に必要だとは思いますが、必要に応じた中で、少なくとも3月議会には、全員協議会の案件には、その他の中に、課がこういうふうになってこういう大きな事務をやってるなというのはお示ししたいなというふうに思っています。

まだいついつとはお約束できないんですが、町としても考えていきたいというふうに思っています。

議 長 教育長。

教 育 長 ゼロから15歳のあり方基本方針、これについて今年度作成を始めてまし

て、その以前からもう取組を始めてまして、そのあり方基本方針の形を冊子という形で策定するために今年度から始めてまして、12月の議会で、あり方基本方針を提案させていただきました。御意見をいただいて、その後パブリックコメントも実施しまして、ここでほぼ固まりましたので、これで進めていこうということで、その12月のときには既に案の段階ですけども、課の設置、それからあと班の編成、そして所掌業務の中で、これまで福祉課が担当してました、こども園、保育園、あるいは学童、そういった面を一元化する中で、教育委員会のほうのこども教育課のほうに2班編成の中で示していくということで、既に提案させて説明もさせていただきました。

そういった中で、今月の25日に定例の教育委員会ありますので、そこで規則がございますので、そここのところで規則を定めるという中で、その後は広報のほうに町民の方々に示していくと、そして教育委員会のホームページにもそういった形で載せていくという形で進めていくということで、スケジュールはもう12月のときに示させていただきましたので、それに基づいて進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

1 番、瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 質疑ではないんですが、今教育長、12月の定例会に、確かにこの案を御説明くださいました。全員協議会でしたので、今日、本会議で改めていろいろ伺わせていただいたわけでございます。

全員協議会で説明されたものは議員だけで共有しておりますので、ぜひ町民の方にもこういうことはちゃんと本会議で聞いたよというような形になったほうが議会、町民のためにもいいかと思って質問しているわけでございます。

以上です。

議 長 ほかに、質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第2号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第2号は原案どおり可決されました。  
日程第2、議案第4号 山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第4号 山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出。山北町長 湯川裕司

提案理由でございますが、令和4年4月1日に山北町立三保幼稚園が山北町立岸幼稚園に統合されることに伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 長 学校教育課長。

学校教育課長 それでは、議案第4号 山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1枚おめくりください。

山北町立の小中学校等の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

初めに、三保幼稚園につきましては、令和2年度から在園児が1名のみになっており、来年も1名の在園を希望してございます。在園児が1名ですので、集団行動や子ども同士のコミュニケーション力の育みなどのため、令和2年度は三保小学校がまだ隣にありましたので三保小学校の児童との交流保育や岸幼稚園との交流保育、今年度は岸幼稚園の交流保育をしてございます。しかし、1名の在園児では人と積極的に関わる力の育成には限界があるため、幼児をお育ての保護者、それと三保地域の代表者の方などと検討した結果、三保幼稚園を岸幼稚園に統合することに同意を得ました。

それでは、内容につきましては新旧対照表で説明いたしますので、1枚お

めくりください。

幼稚園の別表を改正するもので、「山北町立三保幼稚園」の項を削りまして、「山北町立岸幼稚園」とするものでございます。

1枚お戻りください。

附則。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、説明といたします。

議長 説明が終わりましたので、議案第4号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 12番、富田です。

この条例の改正に直接関わることではないんですけど、確認させていただきます。

この三保幼稚園に通われていた生徒は、この統合されることに伴って岸幼稚園に通園されるということによろしいのでしょうか。

議長 学校教育課長。

学校教育課長 おっしゃるとおり、岸幼稚園のほうに通園になる予定でございます。

ただ、今回のこの同意の中で、地域の方とのお話し合い等がありまして、三保から岸幼稚園までの交通機関等の送り迎えが結構負担ではあるということで、来年の予算にも関わってくることはございますけれども、その足を町のほうで手だてをするということで、今回この統合をさせて……。

ごめんなさい。交通手段。すみません。今、訂正させていただきます。交通手段を手だてということで今考えてございます。

今あります学校の、いろいろな方法があると思うんですけども、そちら検討しながら、この通園の方法の手だてを考えているところでございます。

議長 富田陽子議員。

12番 富田 その具体的な送迎は今検討中ということによろしいんですか。

議長 学校教育課長。

学校教育課長 いろいろな方向で、費用対効果といいますか、そういうことも加味しながら検討を重ねてございます。

今、岸幼稚園と川村小学校が近くでございます。この通学バスを利用でき

ないかというふうにとちょっと考えさせていただいて、帰りの便が、低学年の3時の便がございます。幼稚園は2時で保育が終わります。ですので、準備をして川村小学校まで行けば3時の便に乗ることができる。それが一つ使えると。ただ、朝なんですけれども小学校は7時50分前後に到着になります。幼稚園は9時が保育の開始になります。ここで時間が結構ありますので、朝だけは別に手だて、タクシー等の手だてを今のところ考えてございます。

議 長 富田陽子議員。

12 番 富 田 そのこのところは承知しましたが、送迎され、今三保幼稚園に通われてる子だけが対象なのか、もしくは、三保地域に住まわれている方で岸幼稚園に通いたいというお子さんがいたらその方もそこに同乗することとかそういうことは可能なんでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 三保地域の方で幼稚園に入園希望の方、その方を対象としておりますので、今年度三保地域、来年度なんですけれども三保地域の方で岸幼稚園を希望されてる方が1人おりましたので、その方も対象ということで考えております。この送迎なんですけれども、幼稚園児ということですので、1人保育をする保育者を同乗させる予定でおります。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

9 番 府 川 9番、府川輝夫議員。

9 番 府 川 今回の富田議員の関連なんですけれども、そうすると、現在、三保地域から、保育園、こども園に通われている方はこの対象から外れるという考え方でしようか。

議 長 教育長。

教 育 長 今回につきましては、そもそも岸幼稚園に通園する子どもたちということで、先ほど課長が話しましたように、今現在4歳、来年5歳児になる子どもと、新たに3歳児になるお子さんが岸幼稚園を希望してましたので、その2人が該当するということでございます。

保育園、こども園につきましては、これは朝がそれぞればらばらである、帰りもばらばらである。したがって、これについては終了の関係でそれぞれに合わせた形で登園、降園しておりますので、あくまでも岸幼稚園に通

う子どもたちのための交通の手段だというふうに考えてございます。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 4月から始まるということで、時間がない中で、来年度は緊急対策として、今のようなやり方で三保幼稚園が閉鎖されて統合される、閉鎖じゃないですね、岸幼稚園に統合される、そういったことを救ってやることは非常に大切だと思うんですけども、さっきからのお話の中で、やっぱりこども教育課、あるいは保育・教育一貫でやろうよと言っているわけでしょうから、来年度すぐにできなかったとしても、保育も含めて、保育園やこども園に行かれています、遠いところからの方を含めて、やっぱりトータル的に公平性に議論はされるべきなのかなと。来年度からどうのこうのというのは非常に難しい話は承知してますので、近い将来、例えば保育の方は自分たちが働いているから働いてるんだから連れて来いよというような旧態依然の考え方はやはりもう合わないのではないのかなと、これからは全員が働いていくような、まして生産性の15歳から65歳までの人が山北町ではどんどんどん働く人が少なくなってるわけですから、もう夫婦共働きで働いてもらうような勢いでリーダーシップを取っていただいて、そしてその補完は、要するに送迎は町のほうでしっかりとやりますよというようなことを将来像として、3年先、4年先か分かりませんが仕組んでいく必要があるのではないかなというふうに考えていますけども、その辺はいかがでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 確かにそういう考え方もございますけども、実際の話、保育園、こども園、7時前から預ける方、それから帰りも7時近くまで預けてる方、非常に幅が広いんですね。それに全て対応するとなると、かなり状況的に厳しいんです。ですから、それのところで、保護者のほうでそのところがある程度一定になれば可能だというふうに思いますけども、今現状の中では非常に難しいということで、そのところは一つ、公平性だとか、いろんな面で山北町の子どもたちのために、保育、そういった面部分につきましても、幼稚園だけじゃなくても、そういう視点を持ってやっていくことが大事かというふうに思いますけど、今現状の中では非常に難しいということで答えさせていただきます。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川

教育長の言われているのはもっともだと思います。

ですから、今すぐという話ではないんですけども、これから多分、多分  
というか要望も結構出てると思うんですけども、預かりの時間をもう少し長  
くしてくれとか、そういったこともいろいろあるもので、統一した全体に同  
じでということは無理かもしれませんが、今言われたような意思で進ん  
でいただければありがたいなど。

そして、ちょっともう一つだけ質問させてください。

先ほど、説明の中では、地域の方とは代表者等と保護者もそうなんですよ  
うけども、とのやり取りが意見交換がされたという話ですけども、それ以外  
の三保地域の各家庭、各家庭というか住民の方々には説明を済まされている  
のか、この議決をもってその後されるのか、その辺の状況をお知らせ願いた  
いと思います。

議 長

教育長。

教 育 長

保護者の方は当然ですけども、地域の方、代表者の方ということで話を  
されましたけども、代表者に直接私たちは話をさせていただきました。そし  
て、自治会の方々に同席していただいて、そこで説明会を開きましょうかと  
いう提案させていただきました。そうしたら、その必要はないということで  
自治会のほうからそういう了解を得たということで伺いましたので、改めて  
その会合は持ちませんでした。

したがって、教育委員会としましては、三保地域の方々には了解いただい  
たというふうに判断して、このことを進めさせていただいたということでご  
ざいます。

議 長

ほかに、質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いま  
すが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議がないので、議案第4号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

挙手全員。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第5号 山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第5号 山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。  
山北町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものと  
する。

令和4年2月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、町営水上住宅の用途廃止に伴い、本条例を改正  
する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議長 定住対策課長。

定住対策課長 それでは、議案第5号 山北町町営住宅条例の一部を改正する条例の制  
定について御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町町営住宅条例の一部を改正する条例。

山北町町営住宅条例の一部を次のように改正する。

初めに、今回の条例改正の概要でございますが、本条例で定めている住宅  
は、公営住宅法に基づき住宅に困窮している低所得者を対象とした町営住宅  
について定めたものとなっております。

しかしながら、現在工事を進めております水上住宅につきましては、地域  
優良賃貸制度を活用した若者子育て向けの中堅所得者住宅となることから、  
この条例から水上住宅の記載を削除するものになります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

別表1の公営住宅の一覧になります。

水上住宅の用途廃止に伴いまして、8行目になりますが、名称、水上住宅、  
位置、山北町向原197番地と、次の水上住宅、山北町向原119番地をそれぞれ  
削除するものです。

なお、水上住宅がここに二つ記載されておりますのは、建設年度の違いに

よるものでありまして、昭和39年度と昭和40年度にそれぞれ5棟ずつ建設しておりますので、こちらのほうのような記載に位置づけとなっております。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第5号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。質疑はございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第5号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第6号 山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第6号 山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、みずかみテラスの設置に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 それでは、議案第6号 山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

山北町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の概要でございますが、現在工事を進めています水上住宅は、新たに地域優良賃貸住宅として建設し管理していくことから、ここで本条例に位置づけ、水上住宅の建設に伴い必要になる条文を追加するものになります。

なお、名称につきましては、理事者、事務局、事業者間で協議検討を行い、住宅のコンセプトや建物の想像しやすさなどを考慮しまして、既に議案の提案理由の中でお示ししておりますが、みずかみテラスというふうにしております。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第6条は、入居者の資格について定めたものになります。

同居する親族があるものを入居者の資格として定めておりましたが、みずかみテラスでは単身者でも入居可能な部屋を設けることから、本条文中の同居に関します、「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。）がある者で」を削除し、第1号の「子育て世帯等であること。」を、「住宅ごとに規則で定める子育て世帯等であること。」に改めるものです。

別表は、第3条の地域優良賃貸住宅の名称と位置を定めるもので、サンライズやまきたの次に、名称、みずかみテラス、位置、山北町向原194番地をそれぞれ追加するものです。

それでは1枚おめくりいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりましたので、議案第6号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

ただいまの説明で、みずかみテラスは単身者でも入居が可能だというような御説明いただきましたけれども、この条例の中で、1項の3行を削除して、1号に、住宅ごとに規則で定める子育て世帯等であるということなんですけれども、この住宅ごとで規則で定めるといのは具体的にはどのようなことを指しているのでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 規則の入居の資格なんですけれども、規則では、まず若者単身世帯、それと同居者に18歳未満の者がいる世帯、さらに子育て世帯になり得る世帯としまして、ここに夫婦のみ世帯、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人、さらに婚姻の予約者、こちらを規則で定めます。

さらに、住宅ごとに定める部分に関しましては、水上住宅にだけは若者単身世帯というふうな記載になります。

以上です。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 住宅ごとで定める規則というのがよく分かりまして、水上のみが若者単身でもいいということですけども、そうすると子育て世帯でなくてもいいわけですね、単身独身者で。

そうしますと、これはとてもいいことだなと思うんですけども、今、山北町も本年の4月からパートナーシップ制度の宣誓の制度が始まると思うんですけども、子育て世帯でなくてもいいということであるのならば、この対象者を大幅に考えると、そういった方々も希望があれば、その条件を満たせば住むことができるということによろしいのでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定住対策課長 今、御説明させていただきました、子育て世帯になり得る世帯のうちに、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人というような記載になっております。この部分で、今先ほど議員さんの言われたパートナーシップの方に関しましては、ここに該当するというふうなところで判断しております。

議 長 石田照子議員。

- 13 番 石 田 議 長 定住対策課長
- でも、「子育て世帯になり得る」はつくわけですよ。定住対策課長。
- 定住対策課長 なり得るという大枠の中で、さらにその詳細の記載になってますので、そちらに関しては特段、子育て世帯になり得るという部分に関して当然問題は無いと考えております。
- 議 長 石田照子議員。
- 13 番 石 田 議 長 今、子どもが欲しいというような方は、普通に出産だけではなくて、里親制度とか養子縁組とかありますから、そのような方でも子育て世帯になり得る可能性はあるわけですから、門戸を広げていただいたということはとてもいいことだなと思いました。
- 以上です。
- 議 長 ほかに、質疑のある方はどうぞ。
- 9 番 府 川 議 長 9 番、府川輝夫議員。
- 9 番 府 川 議 長 先ほどの説明の中で、若者単身、結婚してないけども、1人でも将来結婚するだろうというニュアンスのことかと思えますけども、若者というのは、何歳から何歳までを言うんですかね。
- 定住対策課長
- その部分に関しましては事務局も非常に苦慮いたしました。若者という定義が法律上位置づけがされていないのが現状でございます。いろいろ、それぞれ、いろんな施策、考え方によって若者の判断はまちまちなのが今現状になります。以前ですと15歳から34歳ぐらいまでというような記載もありましたが、最近ですと、近年は年齢が若干上がってきておりまして、おおむね30代とか40歳未満というのは使われるところも非常に多くなっていることから、今回の条例では、おおむね40歳以下というふうに町のほうでは考えております。
- 9 番 府 川 議 長 下は。
- 定住対策課長 40歳以下なので、特に下までは、通常考えれば単身で入られるので18歳というふうなところで認識しておるんですけども、下については特に指定をする予定はございません。
- 議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 個人的には、18歳成人になって法律行為、契約行為も18歳で、親や保護者の同意がなくてもできるわけでしょうから、一般的に常識的に考えると18歳以上なのかな、上は少し多くてもいいのかなと思いますけども、じゃあその辺はまだ明確ではないと、ケースによって考えるということでしょうか。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 そのようなことで対策をしていきたいというふうに思っております。

議 長 ほかに、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第6号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、報告第6号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第3号 山北町地域優良賃貸住宅整備基金に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第3号 山北町地域優良賃貸住宅整備基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町地域優良賃貸住宅整備基金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月15日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、みずかみテラスの設置に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 定住対策課長。

定 住 対 策 課 長 それでは、議案第3号 山北町地域優良賃貸住宅整備基金に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

山北町地域優良賃貸住宅整備基金に関する条例の一部を改正する条例。

山北町地域優良賃貸住宅整備基金に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の条例改正の概要でございますが、本条例では、山北駅前に建設しました地域優良賃貸住宅、サンライズやまきたの基金の管理等について定めておりましたが、現在工事を進めております、みずかみテラスにつきましても、ここで新たに地域優良賃貸住宅として位置づけがされましたので、基金の管理を行っていく面から、本条例に、みずかみテラスの基金の管理に関する規定を加え、サンライズやまきたと合わせて管理していくために必要となる条文を追加させていただくものになります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

第1条では、基金の設置について定めたものになります。

みずかみテラスの建設によりまして管理する住宅が増えることから、第1条第2項に、「基金は、管理する住宅ごとに設置するものとし、その区分は別表のとおりとする。」を追加するものです。

別表につきましては、第1条の基金の設置について、管理する住宅の名称と基金の区分を定めるもので、ここで管理する住宅が一つ増えることで従前の住宅についても位置づけする必要が生じたことから、新たに、住宅の名称、サンライズやまきた、基金の区分、山北町地域優良賃貸住宅整備基金（サンライズやまきた）と、サンライズやまきたの次に、住宅の名称、みずかみテラス、基金の区分、山北町地域優良賃貸住宅整備基金（みずかみテラス）をそれぞれ追加するものになります。

それでは、改正文にお戻りください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第3号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第3号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。  
以上をもちまして、令和4年第2回山北町議会臨時会の議事日程を終了し  
ましたので閉会といたします。

なお、10時50分からこの議場において全員協議会を開催いたしますのでよ  
ろしく願います。 (午前10時40分)